

新たに新事業・新サービスを行おうとしている事業者へ

スタートアップ・アクセラレーション補助金

あなたの企業の強みを活かした新事業・新サービスの
加速度的な成長をサポートします

事業目的

自らが保有する製品やサービス等の各種経営資源を活かし、新事業に取り組む経費の一部をさいたま市産業創造財団が補助することにより、その実現を着実なものとし、加速度的な成長・発展を促進するとともに、地域産業の振興に寄与することを目的としています。

補助金対象

- (1) さいたま市内に本店のある中小企業等
- (2) 応募時点において創業5年以内の中小企業等、または1年以内に新事業を別会社もしくは新事業部として立ち上げる予定のある中小企業等

補助対象 事業

- (1) 新たな商品またはサービスの開発に行う事業
 - (2) 自社商品およびサービスのマーケティング・販路開拓に関する事業
- ※書類審査後、採択・不採択決定通知書を交付（採択件数：4件程度）

対象経費

- ①機械装置費
- ②技術導入費
- ③外注委託費
- ④システム構築費
- ⑤知的財産権等関連経費
- ⑥専門家謝金
- ⑦試作費
- ⑧マーケティング活動費
- ⑨通信運搬費

補助上限額

250万円

補助率

2/3

※採択決定日後に発生する経費が補助対象となります

応募期間 》》》 2023年6月23日(金)～2023年7月21日(金)

受付時間 》》》 9:00～17:00 /月～金曜日（祝日を除く）

詳しくは
裏面へ

補助対象経費領域

●機械装置費●

・新製品・サービスの開発に必要な機械装置の導入に要する経費

●技術導入費●

外部から技術指導や知的財産権等の導入に要する経費

●外注委託費●

事業遂行のために必要な加工や設計・デザイン・検査等の一部を外注する経費

※外注先が機械装置等の設備・システムを購入する費用は対象となりません

●システム構築費●

専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・借用に要する経費（システム構築に付随する機器含む）

●知的財産権等関連経費●

新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり、特許権の取得に要する弁理士手続代行費用等知的財産権等取得に関連する経費

●専門家謝金●

事業遂行に必要な専門家へ支払われる謝金

●試作費●

新製品・サービスの試作に必要となる原材料・包装資材・賃借料・使用料など

●マーケティング活動費●

新製品・サービスのマーケティング活動に必要となる、広告費・調査費・印刷費等

●通信運搬費●

事業遂行に必要な通信費・運搬費・郵送料の支払いに要する経費

過去の採択事例 ①

新たな商品の開発と輸出を目的とし、国際認証の取得、商標取得、加工品試作・開発、海外展開に向けた視察調査、展示会参加を行い、事業を急成長させた。

過去の採択事例 ②

現業からのスピンアウトとなる新規事業設立に伴う機器購入・システム構築に加え、事業構築に必要な知見を持つ専門家による指導を受け、事業化した。

審査項目

革新性

収益性

実現性

成長
可能性

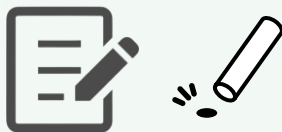
申請方法

ダウンロード



①財団HPより
申請書をダウンロード

記入



②公募要領を確認し、
申請書に記入・捺印

申込



③申込書のデータファイルを
電子メールに添付して提出

- 申請先：sougyou@sozo-saitama.or.jp宛に、申請書等のPDFデータを送付してください
- 必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります
 - ※公募締め切り後、申請内容の審査をします（先着順ではございません）
 - ※採択・不採択決定通知書は8月末までに交付予定です
 - ※詳細は財団HPより公募要領及び申請書をご参照ください
 - ※申請書：令和5年度スタートアップアクセラレーション補助金交付申請書、事業計画書等

郵送・持ち込みでの
受付はいたしかねます。

連絡先・お問い合わせ先



公益財団法人

さいたま市産業創造財団

企業支援課：橋本・児玉

電話：048-851-6652

E-mail：sougyou@sozo-saitama.or.jp



スタートアップ
アクセラレーション
補助金
ホームページ